

ゴルフ場利用税の非課税及び軽減税率の適用を  
受けようとする利用者の皆様へ( お 知 ら せ )

愛 知 県

18 歳未満の人及び 70 歳以上の人ゴルフ場利用税の非課税の適用を受けるため、又は 65 歳以上 70 歳未満の人がゴルフ場利用税の軽減税率の適用を受けるための手続きにおいて、これらの適用を受けようとするゴルフ場の利用者は、ゴルフ場（ゴルフ場利用税特別徴収義務者）に対し本人確認書類（原本）の提示を行うこととされておりますが、この本人確認書類とは、具体的には次のものを持します。

**1 官公庁が発行した免許証、許可証、資格証明書又は身分証明書**

氏名、生年月日が記載され、かつ、写真が貼り付けてあるもの又は住所が記載されているものに限ります。

例としては、別表に掲げるものがあります。

なお、住民票の写し（住民票記載事項証明書）、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等は、該当しません。

**2 資格確認等**

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳

**3 年金証書等**

国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書

**4 学生証又は生徒手帳**

氏名、生年月日の記載があり、かつ、写真が貼り付けてあるものに限ります。

**5 学校長が発行した在学証明書（18 歳未満の人に限る。）**

在学している小学校、中学校又は高等学校の学校長が発行した、氏名、生年月日が記載されている在学証明書

**6 市町村長が発行した敬老手帳**

氏名、生年月日を市町村長が印刷し、かつ、住所が記載されているものに限ります。

## 別 表

官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明書の例（五十音順）

	免許証等	発行機関	免許証等に記載されている事項			
			氏名	生年月日	住所	写真
1	運航管理者技能検定合格証明書	国土交通大臣	○	○		○
2	運転経歴証明書	都道府県公安委員会	○	○	○	○
3	運転免許証	都道府県公安委員会	○	○	○	○
4	教習資格認定証	都道府県公安委員会	○	○	○	○
5	航空従業者技能証明書	国土交通大臣	○	○		○
6	小型船舶操縦免許証	国土交通大臣	○	○	○	○
7	在留カード	出入国在留管理庁長官	○	○	○	○
8	船員手帳	地方運輸局長	○	○		○
9	耐空検査員の証	国土交通大臣	○	○	○	○
10	宅地建物取引士証	都道府県知事	○	○	○	○
11	電気工事士免状	都道府県知事	○	○	△	○
12	動力車操縦者運転免許証	地方運輸局長	○	○		○
13	特種電気工事資格者認定証	産業保安監査部長 (経済産業省)	○	○	△	○
14	特別永住証明書	出入国在留管理庁長官	○	○	○	○
15	特定電気工事従業者認定証	産業保安監査部長 (経済産業省)	○	○	△	○
16	マイナンバー（個人番号）カード	市町村	○	○	○	○
17	無線従事者免許証	総務大臣	○	○		○
18	猟銃・空気銃所持許可証	都道府県公安委員会	○	○	○	○
19	旅券（パスポート）	外務大臣	○	○		○

◎ 提示をする際の本人確認書類が、公的な本人確認書類に該当するか不明な場合は、  
事前に以下の県税事務所等にお問い合わせください。

総務局財務部税務課税務電子化推進室課税グループ：052-954-6049  
名古屋南部県税事務所高辻間税課：052-881-6141  
西三河県税事務所安城間税課：0566-76-2102